

浜中町ラッコ鑑賞自主ルール

浜中町ラッコ利活用検討委員会

2021 年 7 月 第 1 版

1 目的

ラッコを鑑賞する際、ラッコの自然行動を妨げずに生息環境を守ると共に、国定公園内となっているラッコの鑑賞をできる場所周辺の貴重な植物を守ることなど、安全に鑑賞できるようにすることを目的とする。

2 適用範囲

ラッコが生息する浜中町沿岸の海域及び鑑賞できる陸上において適用する。

3 ラッコ鑑賞についての制約

ラッコを鑑賞する場合は、公共用地等（陸上）から鑑賞するものとし、船舶等を使用して海上から鑑賞することは、禁止とする。

主な観賞場所と想定される霧多布岬においては、遊歩道や展望台から鑑賞するものとし、安全柵の外は、国定公園内で貴重な植物の植生を守るため立ち入りを禁止する。また、それ以外の私有地から鑑賞する場合は、その土地の所有者又は管理者の承諾を得るものとする。

また、鑑賞時に駐車する場合は、町道、道道の路肩にせず、駐車場を使用することとし、無断で私有地等に侵入しないこと。

4 禁止事項

- (1) 船舶等（シーカヤック等海上を移動できるものすべて含む。）を使用して不要に近づく行為
- (2) ラッコに餌付けする行為
- (3) ラッコに向けて大きな音を出す行為
- (4) シュノーケリングや潜水機器を利用する等の水面及び水中でラッコを観察及び撮影する行為
- (5) ドローン（水中含む）等を利用したラッコの観察及び撮影する行為
- (6) ラッコやその他の鑑賞者等の危険となる行為

5 特例事項

上記の禁止事項については、社会通念上必要と認められる場合、公共性の高い場合及び調査研究その他特別な事由による場合は例外とする。

6 ラッコ鑑賞を行う場合の注意事項

ガイド等を行う場合、自然の生き物なので見るができない又は写真に撮ることができない場合があることから、適切な説明を行い理解と了承を得ること。

また、危険な場所もあることから、勝手な行動をとることがないように説明するとともに、勝手な行動をとった場合には、直ちに中止するなどの措置を講ずること。

7 その他

禁止事項については、個人的な趣味等によるラッコの観察及び撮影に対するものであり、沿岸での水中撮影や空中撮影を禁止するものではない。

ラッコに関して不明な点があった場合には、役場水産課、商工観光課又は企画財政課に連絡することとし、役場は必要な情報の共有・発信を図る。

また、ラッコの鑑賞で問題等が生じた場合は、浜中町ラッコ利活用検討委員会において自主ルールを改定する等、関係機関と連携し、問題解決のための協議を行う。